

耐震診断の結果の公表【要安全確認計画記載建築物（熊本市が所管する分）】

【大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物】

No.	建築物の名称	建築物の位置	建築物の 主たる用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に 対する安全性の評価の結果	耐震改修等の予定		備考
						内容	実施時期	
1	熊本市南消防署川尻出張所	熊本市南区南高江2丁目15番53号	消防署 (出張所)	(一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{so}=1.18 \quad C_{TU} \cdot S_0=0.40$	—	—	$I_{so}=0.68$ として 診断
2	熊本市東部まちづくりセンター	熊本市東区錦ヶ丘1番1号	事務所	—	—	—	—	—
	A棟			(一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{so}=1.05 \quad C_{TU} \cdot S_0=0.47$	—	—	改修済 $I_{so}=0.68$ として 診断
	B棟			(一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{so}=1.14 \quad C_{TU} \cdot S_0=0.94$	—	—	$I_{so}=0.81$ として 診断
	避難スロープ棟			(一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{so}=1.52 \quad C_{TU} \cdot S_0=1.09$	—	—	改修済 $I_{so}=0.68$ として 診断
	図書館棟			(一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{so}=1.04 \quad C_{TU} \cdot S_0=0.86$	—	—	$I_{so}=0.81$ として 診断

耐震診断の結果の公表【要安全確認計画記載建築物（熊本市が所管する分）】

附表 耐震診断の評価の結果と構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価

耐震診断の方法の名称		構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性		
		I (地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。)	II (地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。)	III (地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。)
(一財) 日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(1996年版、2011年版)		$l_s < 0.3$ 又は $q < 0.5$	左右以外の場合	$0.6 \leq l_s$ かつ $1.0 \leq q$
(一財) 日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」(1990年版)		$l_s / l_{so} < 0.5$ 又は $C_T \cdot S_0 < 0.15$	左右以外の場合	$1.0 \leq l_s / l_{so}$ かつ $0.3 \leq C_T \cdot S_0 \leq 1.25$
				$1.25 \leq C_T \cdot S_0$
(一財) 日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)		$l_s / l_{so} < 0.5$ 又は $C_{TU} \cdot S_0 < 0.15 \cdot Z \cdot G \cdot U$	左右以外の場合	$1.0 \leq l_s / l_{so}$ かつ $0.3 \cdot Z \cdot G \cdot U \leq C_{TU} \cdot S_0$
(一財) 日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」(1997年版)	鉄骨が充腹材の場合	$l_s / l_{so} < 0.5$ 又は $C_T \cdot S_0 < 0.125 \cdot Z \cdot G \cdot U$	左右以外の場合	$1.0 \leq l_s / l_{so}$ かつ $0.25 \cdot Z \cdot G \cdot U \leq C_T \cdot S_0$
(一財) 日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第3次診断法」(1997年版)	鉄骨が非充腹材の場合	$l_s / l_{so} < 0.5$ 又は $C_T \cdot S_0 < 0.14 \cdot Z \cdot G \cdot U$	左右以外の場合	$1.0 \leq l_s / l_{so}$ かつ $0.28 \cdot Z \cdot G \cdot U \leq C_T \cdot S_0$
(一財) 日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	鉄骨が充腹材の場合	$l_s / l_{so} < 0.5$ 又は $C_{TU} \cdot S_0 < 0.14 \cdot Z \cdot R_t \cdot G \cdot U$	左右以外の場合	$1.0 \leq l_s / l_{so}$ かつ $0.25 \cdot Z \cdot R_t \cdot G \cdot U \leq C_{TU} \cdot S_0$
(一財) 日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	鉄骨が非充腹材の場合		左右以外の場合	$1.0 \leq l_s / l_{so}$ かつ $0.28 \cdot Z \cdot R_t \cdot G \cdot U \leq C_{TU} \cdot S_0$
建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。)に限る。)に適合するものであることを確認する方法		—	—	適合するものであることを確認できる

I. 地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。

II. 地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。

III. 地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。

※震度6強から7に達する程度の大規模の地震に対する安全性を示す。

いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、

震度5強程度の中規模地震に対しては損傷が生ずるおそれは少なく、倒壊するおそれはない。

※表に掲げる補正係数Zについては、別図(地域別地震係数)に示すとおりである。

※表に掲げる補正係数G、Rt、Uについては、備考欄に記載のある場合を除き1.0である。

※表に掲げる改修済については、平成27年12月31日以降に耐震改修工事が完了し、その報告を受けたもの。